

出雲市農業委員会（第2期）第36回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和5年(2023)7月25日(火) 午後1時24分から午後2時40分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(23名)

大梶 泰男	松本 尚幸	原 孝治	河原 基	岡田 征記
落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正	水 壯
石飛 忠宏	渡部 靖司	上野 正夫	天野 明浩	塩野 一男
板垣 房雄	今岡 充	持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹
青木 敏男	若槻 博美	遊木 龍治		

4 欠席委員(1名)

石飛 政樹

5 提出議題

(1) 報告事項

報第124号 会長専決処分の報告

報第125号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第126号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第244号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第245号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第246号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第247号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第248号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第249号 非農地証明について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に4番原孝治委員、5番河原基委員を指名する。

議長 それでは、お手元にお配りした次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第124号会長専決処分の報告、報第125号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第126号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を一括して報告します。

報第124号会長専決処分について、報告いたします。第34回総会で承認いたしました案件で、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可が未済のため、許可保留としていました農地法第5条1件について、令和5年7月3日付で開発行為の許可がありましたので、同日に許可決定しております。また、第35回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第5条4件については、島根県農業会議第88回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の7月10日付けで許可決定しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第121号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第125号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。第36回総会 報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号46番から52番の7件の通知がありました。内訳としては、貸人の都合が1件、中間管理機構への移行が6件、となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第126号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第126号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の2ページから11ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号82番から102番までの21件でした。権利の取得事由は、21件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号91番、92番はそれぞれ関連する届出です。受付番号93番、95番について、それぞれ備考欄に持分2分の1と書いてありますが、これは被相続人からそれぞれ2分の1の持分で農地を相続されました。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、7月10日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 他にご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 続いて、議第244号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田係長から内容について、説明をお願いします。

打田係長 議第244号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、7月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「賃借権」の行をご覧ください。設定の合計は48筆、77,685㎡、うち新規の設定が16筆、32,628㎡、再設定が32筆、45,057㎡です。

この内訳につきましては、同じ2ページの【別表①】の表の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分はありません。中間管理事

業分の合計は、48筆、77,685㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「使用貸借権」の行をご覧ください。設定の合計は、78筆、83,512.29㎡、うち新規の設定が48筆、41,571.29㎡、再設定が30筆、41,941㎡です。

この内訳につきましては、3ページの【別表②】の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分の合計が、4筆、4,077㎡、中間管理事業分の合計が、74筆、79,435.29㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の【利用権設定合計】と表記があります、表の「総計」の欄の「合計」の行をご覧ください。126筆、161,197.29㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。また、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。29ページの表と、30ページの「総括表」を合わせてご覧ください。

農業経営基盤強化促進法の規定により、島根県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を所有者から買い入れ、中間保有した後、担い手である農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は4筆、6,878㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議長 それでは、議題となっております議第244号のうち、8件が農業委員関与案件となります。その内、10番岡正委員の関与案件が、5ページの193番から7ページの197番となります。それでは、10番岡正委員の関与案件5件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番岡正委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第244号のうち10番岡正委員の関与案件5件の先議案件について承認される方の挙手を

求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、10番岡正委員の関与案件5件を承認します。ここで岡委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、5番河原基委員の関与案件が12ページの213番、となります。それでは、5番河原基委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番河原基委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第244号のうち5番河原基委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、5番河原基委員の関与案件1件を承認します。ここで河原委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、13番渡部靖司委員の関与案件が18ページの225番、となります。それでは、13番渡部靖司委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、13番渡部靖司委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第244号のうち13番渡部靖司委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます

議長 挙手全員と認めます。よって、13番渡部靖司委員の関与案件1件を承認します。ここで渡部委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、16番塩野一男委員の関与案件が22ページの235番、となります。それでは、16番塩野一男委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番塩野一男委員が除

斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第244号のうち16番塩野一男委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます

議 長 挙手全員と認めます。よって、16番塩野一男委員の関与案件1件を承認します。ここで塩野委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第244号のうち、先ほどの先議案件8件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号18番の今岡です。資料の確認をさせていただきたいんですが、今までは農地利用集積計画ともう1種類資料配布があったと思いますが、それはどうなったのでしょうか？

打田係長 以前は集積計画と配分計画がありました。集積計画は地権者から公社へ、配分計画は公社から耕作者へというものでしたが、現在一括方式のみとなっているため、現在の様な状況になっています。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第244号のうち、先議案件8件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第244号のうち、先議案件8件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第245号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第245号農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。第36回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が9件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。

受付番号45番について説明します。譲渡人は、親子間の贈与のため、譲渡人の子であり、従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がこれまで通り野菜等を栽培される計画です。

つづいて、受付番号46番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号47番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が柿や桜等を栽培される計画です。

つづいて、受付番号48番について説明します。譲渡人は、規模縮小のため、申請地周辺地域で営農を行っている受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が柿を栽培される計画です。

つづいて、受付番号49番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号50番と51番は、譲受人が同じですので併せて説明します。譲渡人は、それぞれ体調不良による労力不足およびほかの耕作地から離れていることによる耕作不便のため、従来からの耕作者であり、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号52番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号53番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、譲渡人の親戚であり、従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜や果樹を栽培される計画です。

以上、受付番号45番から53番については、4ページから5ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第245号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第245号すべての案件について承認します。

議長 次に、議第246号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 それでは、議第246号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。第36回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、6件の申請がありました。議案書は6ページ、説明資料は1ページから6ページ、参考資料は1ページから8ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている1件について、8月に開催予定の第89回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書6ページの受付番号11番についてご説明いたします。説明資料は、1ページから3ページをご覧ください。田2筆です。詳細な位置につきましては、2ページの案内図でご確認ください。転用目的は、貸集合住宅です。面積については、転用面積・事業面積ともに2,613.00㎡です。申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域になります。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、申請地の近隣に居住している個人です。この度、主要な施設が近く、住居の需要が高い申請地を整備し、貸集合住宅1棟を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額3億9770万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。融資証明を確認しています。

議案書6ページの受付番号13番についてご説明いたします。説明資料は、4ページから6ページをご覧ください。田2筆です。詳細な位置につきましては、5ページの案内図でご確認ください。転用目的は、WCS置場です。面積については、転用面積・事業面積ともに1,551.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第4条第6項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で酪農業を

営む個人です。この度、飼料の高騰に対応するため WCS の購入を増加する計画であるが置場が不足しているため、経営する牧場に近い申請地を整備し、WCS 置場として利用する計画です。資金計画については所要資金額 1、200 万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

今月は追認の案件が 1 件あります。受付番号 16 番の案件は、昭和 62 年頃から自宅の増築及び車庫として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号 11 番から 16 番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第 246 号農地法第 4 条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第 246 号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議長 次に、議第 247 号農地法第 5 条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第 248 号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 議第 247 号について、ご説明いたします。議案書の 7 ページから 10 ページ、説明資料の 7 ページから 15 ページ、参考資料の 9 ページから 46 ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が 13 件、賃貸借権の設定が 8 件、使用貸借権の設定が 1 件の合計 22 件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている 3 件について、8 月に開催予定の第 89 回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書 8 ページの受付番号 63 番です。説明資料の 7 ページから 9 ページをご覧ください。転用場所は佐田町須佐の田 1 筆です。案内図は 8 ページです。転用目的は、農業・作業施設用地です。面積は、転用面積・所要面積ともに 1,071.00 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項ただし書きの

「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で農業を営む個人です。この度現在の作業場に近く利便性の高い申請地を取得し、乾燥調整施設及び農機具格納施設等の用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が500万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書9ページの受付番号73番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は、松寄下町の田2筆です。案内図は11ページです。転用目的は、残土置場です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,090.00㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号に規定する「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で工事業を営む法人です。この度受注した下水道事業に近く利便性の高い申請地を貸借し、残土置場として利用する計画です。なお、この場所については以前半年間一時転用の履歴がありました。同じ場所の一時転用については原則として累計で3年間までとなっていますが、今回の申請を含めて3年以内の計画であることを確認しています。資金計画については、所要資金額が75万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書9ページの受付番号76番です。説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は、大社町中荒木の田2筆です。案内図は14ページです。転用目的は、資材置場です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,267.00㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号に規定する「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で電気工事業を営む法人です。この度受注した工事の現場に近く、利便性の高い申請地を貸借し、資材置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が24万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第248号について、ご説明いたします。議案書は11ページ、説明資料は16ページから18ページ、参考資料は47ページから48ページをご覧ください。今月は、権利の移転設定を伴わない変更が2件の合計2件の申請がありました。今月は8月に開催予定の第89回常設審議委員

会に諮問する予定はありません。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書11ページの受付番号14番です。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は、浜町の田2筆です。案内図は17ページです。転用目的は、WCS置場です。面積は転用面積・所要面積ともに、4,027㎡です。本案件は、権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で酪農業を営む個人です。この度、飼料の高騰に対応するためWCSの購入を増加する計画であるが置場が不足しているため、経営する牧場（江田町、約850mの距離）に近い申請地を使用貸借し、WCS置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額2,300万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

本案件については5月総会で審議の上農業会議に諮問を行い、令和5年6月12日付で転用許可が出ていますが、その後計画者側から現耕作者から今年度は作付けをしたいと要望があったため予定通りに工事に入れない旨申し出があり、当初の令和5年10月31日の完了予定に間に合わないため、工事期間の延長を行うものです。

その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、議第247号の22件及び議第248号の2件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第247号のうち、1件が農業委員関与案件となります。その内、17番板垣房男委員の関与案件が、8ページ63番となります。それでは、17番板垣房男委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番板垣房男委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第247号のうち17番板垣房男委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、17番板垣房男委員の関与案件1件を承認

します。ここで板垣委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第247号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての案件及び議第248号についてご質問、ご意見はございませんか。

水委員 議席番号11番の水です。説明資料及び参考資料の地図の印刷が薄くなっています。WEBからとった地図の様ですが、今後わかりやすいものにしていただきたい。

山田次長 印刷が薄くなって申し訳ありません。今後分かりやすい資料作成に努めます。

議長 他にご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号18番の今岡です。任期が終わるようになって伺うのは、申し訳ないですが、説明案件の基準を教えてください。

後藤主任 3種農地は2,000㎡以上、1種農地、2種農地は1,000㎡以上、農用地区域内用地や一時転用、追認案件は500㎡以上となっています。

今岡委員 分かりました。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第247号のうち、先議案件1件を除くすべての案件及び議第248号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議長 よって、議第247号のうち、先議案件1件を除くすべての案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第248号を決定いたします。

議長 それでは、議第249号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第249号、非農地証明の申請について説明します。議案書の12ページ及び説明資料19ページから30ページをご覧ください。今月は6件の申請がありました。

受付番号7番について説明いたします。申請地については議案書12ページに載せております。また説明資料の19ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料20ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は7月10日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号8番から12番の5件については隣接した場所ですので、一括して説明いたします。申請地については議案書12ページに載せております。また説明資料はすべて同じものですので、21ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細についてもすべて同じものですので、説明資料22ページの現況写をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は7月10日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。6件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 石飛忠宏委員さんいかがですか。

石飛忠宏委員 議席番号12番の石飛です。7月10日に事務局と岸推進委員と現地を確認しましたが、資料の写真は道路側から見た写真になります。中の方には入れない状態でした。板津の当該地が5筆で1000㎡余りとなっています。湖陵町西浜地区の畑地は細かな筆数で面積が狭い傾向にあります。実際、畑として耕作するのが難しく、そのまま荒れてしまったのではないかと思います。以上です。

高木行政専門員 石飛農業委員さんから補足をいただいたところですが、今回この場所で、7筆中5筆の申請を受け付けています。残りの2筆は相続の手続きに時間を要しており、手続きが済めば、来月の申請を予定しているところです。

議 長 事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第249号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第249号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時40分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、後藤副主任、和泉主事、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員
